



神奈川県労働局発表
平成27年7月8日

平成27年7月8日14時公表

(問い合わせ先)

神奈川県労働局職業安定部職業対策課
課長 新津 節治
地方雇用保険監察官 森山 由実
TEL 045-650-2801
FAX 045-650-2805

箱根山(大涌谷周辺)に対する雇用調整助成金の特例措置について

箱根山(大涌谷周辺)では火山活動が活発化しており、平成27年6月30日に発生した箱根山の小規模噴火を受け、噴火警戒レベルが2(火口周辺規制)から3(入山規制)に引き上げられたところですが、厚生労働省では、箱根山(大涌谷周辺)火山活動の活発化に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、下記のとおり雇用調整助成金の特例措置を講じることとしました。

<現行の支給要件>

生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少している事業所であること。

<特例措置後の支給要件>

生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近1か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少している事業所であること。

※ 雇用調整助成金の支給に当たっては外にもいくつか支給要件がありますので、詳細については労働局又はお近くのハローワークにお問い合わせください。